

【論 説】

在 ASEAN 日系企業の FTA 利用動向と課題

助 川 成 也

目 次

- 第 1 節 ASEAN の FTA 政策と最近の動向
 - 1. 日本から見た ASEAN の位置付け
 - 2. ASEAN の域内市場統合に向けた取り組み
 - 3. ASEAN + 1FTA の構築に向けた取り組み
 - 4. メガ FTA 構築に向けた取り組み
 - 第 2 節 ASEAN における日本企業の FTA 利用実態と課題
 - 1. 在 ASEAN 進出日系企業の FTA 利用状況
 - 2. ASEAN が締結する FTA の自由化水準
 - 3. ASEAN が締結する FTA の原産地規則
 - 4. 原産地規則の柔軟化による企業調達への影響
 - 第 3 節 日本企業の対 ASEAN FTA で抱える課題と改善策
 - 1. 異なる HS バージョンを用いる FTA が混在
 - 2. 輸出入国で異なる関税番号
 - 3. FTA 毎に異なる特惠税率
- 結びにかえて——制度整備は関税から投資へ——

はじめに

1980 年代後半以降、日本企業にとって汎用品を中心とした第三国向け製造輸出拠点に過ぎなかった東南アジア諸国連合（Association of South-East Asian Nations。以下、ASEAN と略称）は、長年に亘る資本投下、技術移転とその蓄積、中間所得層の台頭により、今や在外日系製造企業の 4 社に 1 社は ASEAN に拠点を置くようになった。また近年、日本は経常収支黒字の大半を投資で稼ぐ「投資立国」化しているが、ASEAN はその重要な一翼を担うまでになっている。

在 ASEAN 日系企業の FTA 利用動向と課題（助川）

日本企業の ASEAN 拠点が製造・輸出を含めて多角化・多機能化した背景には、1990年代以降、ASEAN が構築してきた自由貿易協定（Free Trade Agreement。以下、FTA と略称）が少なからず貢献している。東アジアでは、1990年代に ASEAN 自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area。以下、AFTA と略称）、2000年代に ASEAN + 1FTA¹⁾、2010年代以降は環太平洋経済連携協定（Trans-Pacific Partnership。以下、TPP と略称）および東アジア地域包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership。以下、RCEP と略称）等メガ FTA の構築作業を進めてきた。

ASEAN は、自らを FTA のハブと位置付けることで、経済成長の原動力である外国直接投資を呼び込める絶好の位置を確保した。また、在 ASEAN 日系企業は、これら FTA を有効に活用することで、ASEAN 拠点の機能を強化している。しかし、ASEAN が構築する FTA は各々が別々の協定でもあり、自由化水準や原産地規則、使用される関税番号システム等が異なる。そのため在 ASEAN 日系企業は、これら FTA を効率的・効果的に活用出来ているとは言い難く、FTA の制度改善が求められる。

本稿では、第1節で AFTA の形成と東アジアで展開された ASEAN を中心とした FTA 構築作業を振り返るとともに、第2節では、ASEAN における日本企業の FTA 利用状況と FTA 毎に異なる自由化水準、原産地規則、その弊害などについて明らかにする。第3節では、実際に FTA を利用する上での課題について検討する。

第1節 ASEAN の FTA 政策と最近の動向

1. 日本から見た ASEAN の位置付け

10カ国で構成される ASEAN は、アジア唯一の地域協力機構であり、1967年の設立から既に50年以上が経過した。特に1993年に開始された AFTA では、2010年には先発加盟6カ国²⁾で、2018年には ASEAN 加盟国全体で、それぞれ域内関税を撤廃し、AFTA が完成した。

その間、2015 年末には ASEAN は経済共同体（ASEAN Economic Community。以下、AEC と略称）設立を宣言、人口 6 億 4,300 万人、市場規模 2 兆 7,615 億ドル³⁾を抱える「単一の市場と生産基地」となった。世界全体の市場規模から見れば、ASEAN はわずか 3.5%⁴⁾を占めるに過ぎない。しかし、日本にとって ASEAN の位置付けは全く異なる。2017 年時点での ASEAN 進出日系企業数は 12,545 社であった⁵⁾。海外進出日系企業全体の 16.6%を占めるが、製造業に注目すれば、その比率は 26.9%に達する。つまり日本の在外製造拠点のうち 4 社に 1 社超は ASEAN にある。ASEAN は日本企業にとって重要な在外製造拠点に位置付けられている。中でもタイには、ASEAN 進出企業数の 3 割超が集積し、ASEAN 最大の製造拠点である（表 1）。

海外収益の面でも ASEAN は日本にとって重要な役割を担っている。長年、日本は原材料を輸入し、加工品を輸出する「加工貿易国」と言われてきたが、現在までに日本は経常収支黒字の大半を投資で稼ぐ「投資立国」に変化している。国際収支ベースで、2017 年の日本の経常収支は 21.9 兆円の黒字であったが、最も寄与したのは投資収益（直接投資および証券投資）を含む第一次所得収支である⁶⁾。その黒字額は 19.7 兆円に達し、貿易収支黒字（4.9 兆円）を大きく上回る。この稼ぎ頭は ASEAN である。同年の日本の直接投資収益額 12 兆 7,782 億円のうち ASEAN は 2 兆 4,083 億ドルで全体の 18.8%を、製造業では、6 兆 4,046 億円のうち 1 兆 5,766 億円で 4 分の 1

表 1 海外進出日本企業数

	企業数 (社)		シェア (%)		製造業 比率 (%)
	全産業	製造業	全産業	製造業	
世界	75,531	19,257	100.0	100.0	25.5
ASEAN	12,545	5,182	16.6	26.9	41.3
タイ	3,925	1,587	5.2	8.2	40.4
中国	32,349	3,641	42.8	18.9	11.3
米国	8,606	3,257	11.4	16.9	37.8

(注) 2017 年 10 月 1 日現在

(資料) 海外在留邦人数調査統計（外務省）平成 30 年

在 ASEAN 日系企業の FTA 利用動向と課題（助川）

(24.6%) をそれぞれ稼いだ。

一方、企業ベースで見ても、ASEAN が海外収益の柱である。経済産業省によれば、2010 年以降 16 年の 7 年間に於いて、海外進出日系企業の経常利益は 71.7 兆円であったが、うち ASEAN は 21.6% を占める 15.5 兆円を稼いだ。これは中国（同 19.5%）、米国（19.7%）を凌いでいる⁷⁾。

このように、近年、日本と ASEAN との相互依存関係は過去にない程にまで深化し、日本にとって ASEAN は不可欠な存在になった。この背景には、ASEAN が域内経済協力の一環で、または加盟国各々が構築してきた FTA ネットワークの存在がある。ASEAN を中心とする東アジアでは、1990 年代に AFTA、2000 年代に 5 つの ASEAN + 1FTA、2010 年代は TPP および RCEP などメガ FTA、などの構築作業が進められてきた。在 ASEAN 日系企業は、これら ASEAN が整備した制度を有効に活用することで、ASEAN を重要拠点に位置付けた。以降では、ASEAN のこれまでの FTA 構築の取組みを検討する。

2. ASEAN の域内市場統合に向けた取り組み

ASEAN の市場統合に向けた取り組みは 1993 年に遡る。もともと ASEAN が東アジアで最初の FTA である AFTA に乗り出したのは、欧米諸国での欧州連合（European Union。以下、EU と略称）や北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement。以下、NAFTA と略称）など地域経済圏形成の動きに加え、新興投資誘致国としての中国の勃興がその動機である。後者については、中国の最高実力者鄧小平が南巡講話で、「社会主義計画経済」体制から「社会主義市場経済」体制への移行など改革開放を打ち出し、中国投資ブームが到来していた。

ASEAN は AFTA の下、ASEAN 原産品を対象に域内関税削減を進めてきた。AFTA はもともと当時の加盟 6 カ国での取り組みから始まる。AFTA 元年の 93 年における単純平均 AFTA 特恵税率は 12.76% であった。以降、ASEAN は緩やかに関税を削減していったが、1997 年にタイを震源としたア

ジア通貨危機が発生、ASEAN は国際社会や直接投資の「ASEAN 離れ」を懸念し、関税削減目標年次の前倒しや最終目標の深掘りなど次々と統合措置の加速化・深掘りを決断、実行した。先発加盟国は 2003 年迄に関税削減対象品目（Inclusion List。以下、IL と略称）の 0～5% 化を、2010 年には関税撤廃⁸⁾を、それぞれ達成した。

一方、ASEAN にはベトナムが 1995 年に加盟したのに続き、1997 年にはラオス、ミャンマー、1999 年にはカンボジアが加盟、現在の 10 カ国体制になった。後発加盟国は、AFTA 参加 10 年目を目標に、まず IL について 0% 品目数の最大化を目指した。そして 2015 年 1 月、後発加盟国は IL のうち関税撤廃の準備が整わない総品目数の 7% 分を除き関税を撤廃した。関税撤廃が 3 年間猶予されていた 7% 分の品目について、2018 年 1 月に撤廃したことで一連の取り組み・措置は完了、AFTA は完成し、ASEAN は関税面で「単一の市場と生産基地」となった。この結果、ASEAN10 カ国の AFTA 平均特惠税率は 0.06%（先発加盟国：0.02%、後発加盟国：0.12%）になった。

ASEAN の統合に向けた取り組みは、関税面にとどまらない。2003 年 10 月に発出した「ASEAN 第二協和宣言」で、ASEAN は共同体構築を目指すことを打ち出した。共同体の核は AEC であるが、ASEAN は EU が実現した共同市場とは異なる、独自の「緩やかな経済共同体づくり」を目指した。ASEAN は 2015 年 11 月、マレーシアで開催された ASEAN 首脳会議において、ASEAN 共同体が同年 12 月 31 日に正式に設立されることを宣言した。そして現在、更なる統合の深化を目指し、2025 年に向け経済共同体の深掘り作業を行っている。

3. ASEAN + 1FTA の構築に向けた取り組み

ASEAN は AEC 構築の一環で、「グローバルな経済への統合」を目指し、東アジア主要国との FTA 締結を指向してきた。これが「ASEAN + 1FTA」である。2000 年代以降、これまで 6 つの ASEAN + 1FTA を構築し、「東アジア地域における FTA のハブ」となることで、投資受け入れ国としての魅

在 ASEAN 日系企業の FTA 利用動向と課題（助川）

力を高めてきた。以降、これら構築の取組みを振り返る。

2000 年前後、東アジア各国が徐々に FTA に傾斜し始めた背景には、世界貿易機関（World Trade Organization。以下、WTO と略称）多角的貿易交渉の機能不全がある。WTO では 1999 年 11 月の第 3 回閣僚会合（シアトル会議）において、ウルグアイ・ラウンドに続く新ラウンド立ち上げを目指したものの、先進国と途上国との対立や、途上国側の WTO における意思決定の透明性への懸念から、新ラウンドの立ち上げは失敗した。2001 年に米国で発生した同時多発テロの背景に、途上国の貧困問題があったことから、途上国に配慮した形で新ラウンド立ち上げ交渉が進められ、2001 年 11 月の第 4 回閣僚会合で漸くドーハ開発アジェンダ（ドーハ・ラウンド）が立ち上がった。しかし、以降も米国と中国やブラジル等新興国の対立により、交渉は幾度となく暗礁に乗り上げた。

この状況に東アジア各国は、欧米など FTA を既に締結している国々と比べ、輸出機会を逸する等経済的損失の拡大を懸念した。WTO など多国間交渉を通じた国際的な共通ルールの整備・強化に对外経済政策の重点を置いてきた日本も、前述の状況から、WTO の取組みを中心としながらも、これを地域・二国間における枠組み、協定等で補完する多層的な对外経済政策への移行に踏み切った。その切っ掛けは、1999 年 12 月に来日したシンガポールのゴー・チョクトン首相からの提案であった。同首相は小渕首相との会談において、2 国間での FTA 締結の可能性などを検討する産学官の専門家による検討会合の設立を日本側に提案した。これまで農業に対する影響への懸念から、FTA 等に踏み出せずにいた日本は、最初の FTA の検討相手を農業面での懸念が薄いシンガポールに定め、恐る恐る共同研究実施に踏み出した。

この日本の動きに敏感に反応したのは中国である。中国は、日本がシンガポールと二国間 FTA を締結した後、ASEAN 全体との FTA 締結に乗り出す「ASEAN 囲い込み戦略」だと深読みした⁹⁾。日本の機先を制するべく中国の朱鎔基首相は、2000 年 11 月にシンガポールで開催された ASEAN 首脳会議

および関連会議で、ASEAN 側に自由貿易地域構想に向けた作業部会の設置を提案した。

中国は ASEAN を FTA に誘い込むべく、様々な「飴」を準備した。農産品の早期関税撤廃（Early harvest。以下、EH と略称）措置や様々な経済協力、更には WTO 未加盟国には最恵国待遇の付与を約束した。当時、ラオスとベトナムが WTO に加盟出来ておらず、中国は両国に対して関税や輸入手続きなど WTO 加盟国と同等の待遇付与を提示した。その結果、翌 2001 年 11 月にブルネイで開催された ASEAN 中国首脳会議で、「10 年以内の FTA 設置」に合意、更に 2002 年 11 月の首脳会議では ASEAN・中国自由貿易地域（ASEAN-China Free Trade Area。以下、ACFTA と略称）のフレームワークや EH 措置が盛り込まれた「中国・ASEAN 包括的経済協力枠組み協定」を締結した。

枠組み協定の中には、モノの貿易以外にも、サービス貿易、投資について今後協定を締結する方針や、経済協力が盛り込まれていた。特に 5 つの優先分野、具体的には①農業、②情報通信技術（Information and Communications Technology. ICT）、③人的資源開発、④投資、⑤メコン川流域開発、で協力することが明記されるなど、ASEAN 側を惹きつける事項が散りばめられていた。その結果、2004 年 11 月の ASEAN 中国首脳会議で「中国・ASEAN 包括的経済協力枠組み協定における物品貿易協定」が正式に締結され、2005 年 7 月に発効¹⁰⁾した。

中国の ASEAN への接近を号砲に、他の東アジア主要国も次々と ASEAN との FTA 構築を目指すなど FTA の「ドミノ現象」が起こった。ASEAN・中国の貿易自由化による貿易コストの減少が、中国を除く東アジア各国の ASEAN 向け輸出における競争力劣位化を通じて貿易転換効果が発生するとして、東アジア各国を FTA 構築競争に駆り立てたのである。

中国と ASEAN とが首脳会議で、「10 年以内の FTA 設置」に合意した翌年、インドは、2002 年 11 月の第 1 回 ASEAN・インド首脳会議において、10 年以内にインド・ASEAN 間の経済連携強化および FTA 締結の可能性に

在 ASEAN 日系企業の FTA 利用動向と課題（助川）

向けて検討を進めていくことで合意し、翌 2003 年には、「インド・ASEAN 包括的経済協力枠組み協定」を締結した。ASEAN インド FTA（ASEAN-India Free Trade Area。以下、AIFTA と略称）は当初、2006 年 1 月の発効を目指していたが、原産地規則や関税削減・撤廃の品目選定を巡り交渉が難航、発効は 2010 年 1 月へと大幅にずれ込んだ。

韓国は、2002 年 11 月にカンボジア・プノンペンで行われた ASEAN 韓国首脳会議で ASEAN から FTA 締結を打診されたものの、「交渉開始まで時間がかかる」（金大中大統領）として消極的な姿勢に終始した。しかし、日本が ASEAN との間で二国間 FTA を積極化していたことから、これ以上引き離されれば ASEAN 市場で韓国企業の競争力に深刻な影響を及ぼしかねないとして方向転換を決意、翌 2003 年 10 月にインドネシア・バリ島で開催された ASEAN 韓国首脳会議で、盧武鉉大統領は ASEAN との間で経済連携を推進する旨表明した。翌 2004 年 3 月には共同研究が開始され、同年 11 月には「ASEAN 韓国包括的協力連携にかかる共同宣言」が発出された。交渉開始が遅れた韓国は、その遅れを一刻も早く取り戻すべく、2005 年 2 月から開始された FTA 締結交渉を 10 カ月で終了させ、2005 年 12 月にタイ¹¹⁾を除く ASEAN9 カ国との間でまず「韓国 ASEAN 包括的経済協力枠組み協定」を締結、翌 2006 年 5 月に「物品貿易協定」に署名した。同物品協定は 2007 年 6 月に発効した。

韓国からも更に遅れて開始されたのは、豪州・NZ と ASEAN との FTA（ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Area。以下、AANZFTA と略称）である。2004 年 11 月の ASEAN と豪州・NZ（Closer Economic Relations : CER）との首脳会議で、「2005 年の早期に FTA 交渉を開始し、2 年以内に交渉を終了させる」旨の共同宣言を行い、翌年 2 月に交渉が開始された。2008 年 8 月の ASEAN・CER 経済相会議で合意し、翌 2009 年 2 月に調印、2010 年 1 月に発効した。AANZFTA は、物品貿易のみならず、サービス貿易、投資、E コマース、人の移動、知的財産権、競争政策、経済協力等を含んだ包括的な協定であり、交渉は一括受諾方式（シングル・アンダーテイキング）

で行われた。他の ASEAN + 1FTA では対象とはなっていない E コマース、人の移動、知的財産権、競争政策などが、AANZFTA で初めて対象範囲とされた。

一方、日本は ASEAN 加盟国との間で二国間経済連携協定（Economic Partnership Agreement。以下、EPA と略称）交渉を優先させ、ASEAN 全体との交渉は後回しにした。ASEAN 全体との FTA での自由化対象品目は、ASEAN10 カ国各々の競争力と国内事情を踏まえた上で最大公約数にならざるを得ず、その結果、自由化率は二国間 EPA に比べ概して低くなる。そのため日本は特定国の産業や国内事情に応じた交渉が可能で、より自由化率を高めることが出来る二国間交渉を優先させた。ただし、全ての ASEAN 加盟国と二国間 EPA を締結するのは、費用対効果の面からも非効率であることから、ASEAN の中でも日本との貿易が多い国々とは先に二国間交渉を行い、その結果を日 ASEAN 包括的経済連携協定（ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership。以下、AJCEP と略称）に反映させることで、AJCEP の円滑な交渉、並存する二国間 EPA との整合性の確保を図った。後発加盟国のカンボジア、ラオス、ミャンマーとは、海外に投資した企業等やその投資財産の保護、規制の透明性向上や、相手国政府との間で紛争が発生した場合、投資家は国際仲裁手続の下で投資先政府との仲裁の申し立てができることなどが盛り込まれた投資協定を別途交渉・締結し、物品貿易交渉については AJCEP の枠組みのもとでまとめて行った。

2010 年代に入り、ASEAN と新たに FTA 締結交渉を行ったのは香港である。中国貿易の玄関口・ハブを自任してきた香港は、ASEAN と中国間の貿易が拡大する中、ACFTA に参加していないことから、香港の有する機能が制限されてきた。例えば、自動車部品をタイから中国に ACFTA を使って輸出する場合、当該製品を一旦シンガポールの物流倉庫に保管し、中国の顧客の発注に応じて在庫を切り分けて輸出する際に、元々の生産・輸出国であるタイ政府発行の原産地証明書を基に、シンガポール税関が輸出数量に応じて分割した原産地証明書、いわゆる移動証明書（Movement Certificate）を発

表 2 2000 年代前半における ASEAN と東アジア各国の FTA 締結を巡る動き

	中国	日本	韓国	インド	豪州・NZ	
2000年	・朱鎔基首相が ASEAN 中国首脳会議で FTA を念頭にした共同研究を提案 (11月)					
2001年	・共同研究で早期開港撤廃 (EP) 措置を提案 ・10年以内の自由貿易地域 (ACFTA) を完成させることで首脳合意 (11月)					
2002年	・ASEAN と ACFTA 「枠組み協定」を締結 (11月) ・ASEAN への経済援助拡大も表明。 ・朱鎔基首相が日中韓首脳会議で日中韓 FTA を提案 (同)	・ASEAN と FTA を念頭に置いた専門家グループ設置 (1月) ・首脳間で ASEAN と「10年以内の早期に FTA 完成を目指す」ことで合意 (11月)	・ASEAN から FTA を提案するも、交渉開始に時間がかかるとして拒否 (9月の経済相会議、11月の首脳会議)	・初の ASEAN との首脳会議開催。FTA 締結に合意 (11月)		
2003年	・ACFTA 「枠組み協定」発効 (7月) ・ASEAN の「東アジア友好協力条約」(TAC) に署名 (10月) ・ASEAN と「平和と安定のための戦略的パートナーシップ」に関する共同宣言 (同)	・ASEAN と FTA 交渉開始に合意 (「枠組み」に署名)。主要6か国とは2012年までの完成を目指す (10月) ・東京で特別首脳会議を開催。TAC に署名 (12月)	・ASEAN と FTA 締結に乗り出す方針を表明 (10月) ・FTA のロードマップ兼、大規模な農業対策も発表	・ASEAN と包括的経済協力枠組み協定に署名 (10月) ・TAC に署名 (同)		
2004年	・EH 措置による農産物を中心とした関税削減開始 (1月)		・ASEAN 韓国の包括的協力連携にかかるとの共同宣言発出 (11月)	・本交渉入り (3月)	・首脳会議で「2005年の早期に FTA 交渉を開始し、2年以内を終了させる」ことに合意 (11月) ・本交渉入り (2月)	
2005年	・ACFTA 物品貿易協定発効 (7月)	・日 ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP) 本交渉入り (4月)	・AKFTA 本交渉入り (2月)	・アリーナー・ハーベスを実施を断念 (3月) ・AKFTA 枠組み協定に署名 (12月)		
ASEAN との FTA 発効時期など、その後の動き	・サービス貿易協定署名 (2007年1月) ・投資協定署名 (2009年8月) ・物品貿易協定第2修正議定書署名 (2010年10月) ・ACFTA 枠組み協定第3修正議定書 (2012年11月) ・ACFTA 枠組み協定とその下の協定にかかる修正議定書署名 (2015年11月)	・AJCEP 発効 (2008年12月)	・物品貿易協定署名 (2006年5月、8月) ・発効 (2007年6月) ・サービス貿易協定署名 (2007年11月) ・投資協定署名 (2009年6月) ・物品貿易協定修正議定書署名 (2011年11月) ・物品貿易協定第2修正議定書署名 (2011年11月)	・物品貿易協定発効 (2010年1月) ・サービス貿易協定署名 (2014年8月) ・投資協定署名 (2014年8月)	・2010年1月発効 ・第1修正議定書署名 (2014年8月) ・発効 (2015年10月)	

(資料) 深沢淳一 (2014) もとに助川成也が加筆

行することで、中国側で特惠関税を享受することができる。しかし、ACFTAに参加していない香港での在庫分割は、移動証明書が発給出来ず、特惠関税の適用対象外となっていた。

香港は ACFTA 上の不都合を解消し、中継貿易地としての地位向上を狙い、ACFTA への参加に向け、中国・ASEAN 双方にロビーイング活動を行った。香港は 2011 年 8 月、同地を訪れた李克強副首相（当時）から ACFTA 参加の支持を取り付けた上で、2011 年 11 月、ASEAN 事務局を通じて加盟各国に打診した。しかし、2013 年 3 月に開かれた非公式 ASEAN 経済相会議で ASEAN が出した答えは、ACFTA とは別に香港と FTA を締結することであった。その背景には、ASEAN の中で中継貿易機能を担ってきたシンガポールが、香港の ACFTA への参加にネガティブであり、他の加盟国もシンガポールに足並みを揃えたのである。

ASEAN 香港 FTA（ASEAN-Hong Kong Free Trade Area。以下、AHKFTA と略称）交渉は、2014 年 7 月に開始され、2017 年 11 月に署名された。ASEAN ではタイとカンボジアが単純平均で 11% 台の最恵国（Most Favored Nation。以下、MFN と略）待遇関税が課されているのを筆頭に、ブルネイ、シンガポールを除き 5~10% の関税が課されている。一方、香港は自由貿易港でもともと関税が課されていないことから、ASEAN 側が一方的に関税を撤廃する片務的な協定であり、物品貿易面で ASEAN にとっては魅力が薄い FTA である。ASEAN の後ろ向きの姿勢は FTA の交渉結果にも表れている。AHKFTA 参加各国の譲許表から総品目数に対する関税撤廃品目数の割合、いわゆる自由化率を算出すると、ASEAN 側で 90% を超えているのはシンガポールのみである。ASEAN の中でも比較的所得が高いマレーシアやタイでも 85% 以下、ベトナム、インドネシアで 75% 前後、後発国のカンボジアやミャンマーに至っては 70% にすら届かない。AHKFTA における ASEAN10 カ国の平均自由化率は 80.1% である。既に関税が撤廃されている香港に対し、ASEAN 各国は敢えて率先して身を削る必要はないと判断したと見られる。

表 3 ASEAN+1 FTA の発効と関税削減完了年

FTA	国名	発効	関税削減完了		
			先行加盟国	後発加盟国	その他
AFTA	ASEAN 域内	1993 年	2010 年	2015 年 (18 年)	
ACFTA	中国・ASEAN	2005 年	2012 年	2018 年	
AKFTA	韓国・ASEAN	2007 年	2012 年	2020 年	越のみ 18 年
AJCEP	日本・ASEAN	2008 年	発効から 10～15 年	2026 年	
AIFTA	インド・ASEAN	2010 年	2017 年	2022 年	比のみ 20 年
AANZFTA	豪 NZ・ASEAN	2010 年	2020 年	2025 年	越のみ 22 年
AHKFTA	香港・ASEAN	2019 年 (予定)	2028 年	2036 年	越のみ 27 年

(資料) 各種資料をもとに著者が作成

ASEAN は 2005 年に中国との FTA が発効して以降、2007 年に韓国、2008 年に日本、そして 2010 年 1 月にインド、および豪州 NZ との FTA が発効、4 年半で 5 つの ASEAN + 1FTA を構築した。各々、関税削減完了年は異なるが、先発加盟国についてみれば、既に中国、韓国、インドとの間で FTA は完成している（表 3）。

4. メガ FTA 構築に向けた取り組み

アジア太平洋地域では、現在までに 2 つのメガ FTA の構築作業が進展している。TPP、そして RCEP である。TPP はシンガポール、NZ、チリ、ブルネイを原加盟国とする P4 協定がその源流であるが、第 1 回の交渉会合は米国、豪州、ペルー、ベトナムが加わった形で 2010 年 3 月に行われた。同年 10 月にはマレーシアが、2013 年 7 月には日本が、それぞれ加わった。TPP に参加している ASEAN4 カ国からすれば、米国を筆頭に、カナダ、メキシコなどこれまで ASEAN と FTA がなかった国々に有利な条件でアクセス出来、輸出競争力向上が期待されていた。

TPP は 2015 年 10 月に大筋合意、翌 2016 年 2 月 4 日には参加 12 カ国で署名した。TPP は 2017 年で人口 8 億 2,436 万人と世界全体（75 億 5,026 万人）の 10.3% を占めるに過ぎないが、その経済規模は 30 兆ドルで世界全体の 4 割弱（37.6%）を占める¹²⁾。

しかし 2017 年 1 月に、米国で反 TPP を掲げたトランプ大統領が就任、

TPP からの離脱を記した大統領令に署名した。TPP は一転して存続の危機にまで追い詰められたが、離脱表明の翌 2 月の日米首脳会談でトランプ政権が米国抜きの TPP 推進を容認したことから、日本は米国抜きの「TPP11」実現に向け、主導的に他の 10 カ国に働きかけを行った。

TPP11 では投資条項等 TPP 協定の一部を凍結する形で、2017 年 11 月に APEC に合わせて実施された TPP11 閣僚会議で大筋合意に達した。TPP11 は正式な名称を「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)」とし、2018 年 3 月に署名され、同年 12 月 30 日に発効した。CPTPP は、物品貿易のみならず、電子商取引、労働など WTO でカバーされていない新たな分野も含まれるなど、21 世紀型の通商・投資ルールを採用した FTA であり、WTO を含めて同ルールを広く伝播・拡散させていく大きな役割がある。

一方、RCEP 構想は、TPP 構築の動きに刺激されたことが切っ掛けである。いわゆる FTA のドミノ現象により交渉開始に至った。もともと ASEAN は 5 つの ASEAN + 1FTA 構築に注力してきたが、その一方で域外対話国、具体的には中国・韓国は ASEAN + 3（日中韓）による「東アジア自由貿易地域」(East Asia Free Trade Area。以下、EAFTA と略称) 構想を、日本は 2006 年 4 月に経済産業省が打ち出した「グローバル経済戦略」に端を発するが、「東アジア包括的経済連携」(Comprehensive Economic Partnership in East Asia。以下、CEPEA と略称) 構想を、それぞれ打ち出した。CEPEA は ASEAN + 3 に豪州、NZ、インドを加えた ASEAN + 6（日中韓印豪 NZ）で構成される。これら二つの東アジア経済圏構想は、中国と韓国、そして日本とがその主導権争いを演じ、紆余曲折を辿った。

これまで ASEAN は東アジア大の地域経済圏構築に対しては決して積極的とは言えなかった。その理由として、ASEAN の投資吸引力を最大化するという意味では、ASEAN がハブとなる ASEAN + 1FTA の積み重ねがより効果的であり、巨大な新興国の中国やインドに投資を奪われかねない EAFTA 構想、CEPEA 構想とが牽制し合うのは、むしろ ASEAN にとって好都合で

在 ASEAN 日系企業の FTA 利用動向と課題（助川）

もあった。また、常に大国間のバランスを強く意識している ASEAN が、中国や韓国が主導する ASEAN + 3 と日本が主導する ASEAN + 6 のいずれか一方を選択するのが困難であったこと、更には多くの ASEAN 諸国が既存の ASEAN + 1 や 2 国間 FTA の交渉・履行に、既に相当な時間や人的資源が割かれていたこと、などが背景にある。

東アジア大の経済圏構想が遅々として進まない状況に、日本と中国は + 3 か + 6 かという参加国を巡る問題を棚上げし、2011 年 8 月の ASEAN + 6 経済相会議で、「EAFTA 及び CEPEA 構築を加速化させるためのイニシアチブ」を共同提案した。日中両国が利害を越えて共同提案したことは、少なからず ASEAN 諸国に驚きを持って迎えられた。

更に 2011 年 11 月の米国ハワイ・ホノルルで行われた第 19 回アジア太平洋協力（Asia-Pacific Economic Cooperation。以下、APEC と略称）首脳会議に先立ち、日本は TPP 交渉参加に向けた協議開始の意向を表明した。更にはカナダとメキシコも同会議の席上、日本と同様の意思を見せたことで、ASEAN は、アジア太平洋地域での貿易自由化の枠組み構築の主導権が、5 つの ASEAN + 1 FTA を抱える ASEAN から TPP に移りかねないと危機感を強めた。

ASEAN は、TPP や日中韓 FTA の登場により、ASEAN 自体の求心力低下とこれら FTA が実現した場合の経済的負の影響を懸念した。そのため ASEAN は、まだ自らが「ドライビングシート」に座れる東アジア広域経済圏構想構築に向けて、その重い腰をあげざるを得なかった。その結果、ASEAN は、APEC に続く 2011 年 11 月の ASEAN 首脳会議で、ASEAN の考える地域経済統合の枠組み「ASEAN Framework on Regional Comprehensive Economic Partnership」(RCEP)¹³⁾を提示した。そして翌 2012 年 11 月にカンボジア・プノンペンにおいて、ASEAN 首脳会議に合わせて参集した ASEAN 各国と FTA パートナー諸国の首脳は、経済相が採択した「RCEP 交渉の基本指針および目的」¹⁴⁾に合意するとともに、RCEP 交渉の立ち上げを宣言した。RCEP の自由化の水準について、「参加国の個別のかつ多様な事

情を認識しつつ、既存の ASEAN + 1FTA よりも相当程度改善した、より広く、深い約束がなされる」ことが原則とされている。

2013年5月に始まった RCEP 交渉は、モダリティの設定段階から難航した。背景には、中国への対抗軸の役割を期待し、日本が CEPEA 時代から広域経済圏形成の枠組みに誘い込んでいたインドが、中国からの輸入増大を警戒、自由化水準や関税譲許方式などを巡り交渉の攪乱要因になった。結局、物品貿易のモダリティが決まったのは2015年8月に開催された第3回 RCEP 閣僚会議においてであり、モダリティ交渉だけで2年以上を費やした。2018年11月時点で、交渉対象全18分野のうち決着したのは「中小企業」と「経済協力」に加え、「税関手続き・貿易円滑化」、「政府調達」、「制度的規定」、「衛生植物検疫措置」、「任意規格・強制規格・適合性評価手続き」の計7分野である。物品貿易における自由化水準を含め残りの11分野は依然として対立点が残っている。2018年11月に開かれた RCEP 首脳会議で同年内の妥結は見送られたものの、共同声明では2019年に妥結する決意を示した。

第2節 ASEAN における日本企業の FTA 利用実態と課題

1. 在 ASEAN 進出日系企業の FTA 利用状況

日系企業活動実態調査（ジェットロ）によれば、ASEAN に進出している日系製造企業のうち、輸出入を行っている企業について、ASEAN として FTA を締結している6カ国と ASEAN 域内向けの貿易比率は、輸出で8割超、輸入で9割超である（表4）。

これは在 ASEAN 日系企業が輸出入等貿易活動を行う際、その大半で FTA の利用環境が整備されていることを意味する。では、実際に在 ASEAN 日系企業は FTA をどの程度活用しているのであろうか。もともと ASEAN を第三国向け輸出拠点と位置付けている日系企業も多く、その場合、投資誘致機関から資本財や原材料・部材を輸入する際、免税恩典を取得しているケース

表 4 在 ASEAN 日系製造企業の ASEAN+ 1 相手国および域内との貿易比率

単位：%

		輸出	輸入
ASEAN		83.1	91.2
	ブルネイ	—	—
	カンボジア	89.6	98.6
	インドネシア	81.6	90.2
	ラオス	97.2	98.1
	マレーシア	78.2	92.1
	ミャンマー	83.2	91.1
	フィリピン	77.8	85.3
	シンガポール	82.7	91.3
	タイ	82.7	91.5
ベトナム	86.1	91.4	

（注）調達比率（= 100）のうち、輸入調達を 100 として割り戻して算出した。

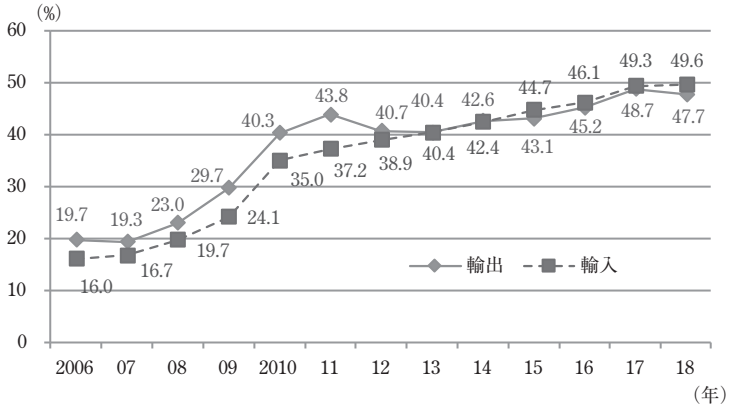
（資料）在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（2018 年／ジェトロ）

や、フィリピンに代表されるように、最終生産品は輸出向けを前提に輸出加工区（Export Processing Zone。以下、EPZ と略称）に立地しているため、輸出入に関税が課されない企業も多い。しかし、ASEAN 自体が毎年堅調な経済成長を続け、徐々に有望な新興市場として見做されるようになってきたこと、ASEAN 域内で継続的に AFTA 特惠関税が削減されてきたこと、ASEAN の FTA ネットワークが東アジアで拡大していること、等と相俟って徐々に FTA が活用されるようになってきた。

その中で、ASEAN が FTA を締結している国・地域と貿易取引を行っている在 ASEAN 日系企業に対し、FTA の利用の有無を聞いた。2006 年での利用率は輸出入とも 2 割以下にとどまっていた（輸出：19.7%、輸入：16.0%）。以降、輸出は 2010 年で 4 割、輸入は 2013 年で 4 割を超え、2018 年で輸出入ともほぼ 5 割になっている（図 1）。

業種別にみると、輸出入双方で食料品、繊維、化学・医薬、鉄・非鉄金属、輸送機械器具関連で利用される傾向にある。2018 年 1 月には AFTA の下で、ベトナムを筆頭とする後発加盟 4 カ国が関税残存品目（総品目数の 7%分）を撤廃、AFTA が完成したことから、今後、更に利用企業割合の高まりが期待出来る。

図 1 在 ASEAN 日系企業の FTA 利用率推移



(注) 2006～2009 年は製造業のみ。以降、全産業。

(資料) 在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（各年版/ジェトロ）

2. ASEAN が締結する FTA の自由化水準

FTA の水準を計る際、総品目に対する関税撤廃品目の割合、いわゆる「自由化率」が一つの目安となる。WTO では、MFN 原則の例外となる地域貿易協定（Regional Trade Agreement. RTA と略称）を締結する場合、関税と貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade. GATT と略称）第 24 条で「実質的に全ての貿易」の自由化を行うこと、そして、自由化は「10 年以内に行うこと」、を条件としている。ただし、開発途上国の場合、授權条項によってこれら条件の例外と解釈される。「実質的に全ての貿易」について WTO 上の基準はないが、少なくとも貿易の 9 割（貿易量または品目数）を指すとの解釈が一般的である。

ASEAN が締結する FTA において、最も自由化率が高いのが AFTA である。AFTA は発足間もない頃、「実行可能でも価値があるとも思えない」¹⁵⁾と酷評されてきた。また、1997 年 7 月のアジア通貨危機時には、「ASEAN 諸国は金融危機によって自らの『貝』に引き籠もり、AFTA は頓挫する。AFTA は事実上死んだ」¹⁶⁾とも言われた。更には、ASEAN の域内貿易比率は EU や NAFTA など同時期に形成された地域経済圏に比べて低く、対外依存

在 ASEAN 日系企業の FTA 利用動向と課題（助川）

度が極めて高いなど外資依存型の構造であることから、「AFTA 単体としての経済圏としての自立、統合体としての完成度は低い」¹⁷⁾と評価されてきた。

これまで必ずしも評価されてこなかった AFTA であるが、アジア通貨危機の際には自由化の加速化・進化を打ち出すなど、いい意味で期待を裏切ってきた。実際に AFTA の自由化率は抜きんでいる。AFTA の下、2010 年には先発加盟 6 カ国が、2018 年には後発加盟国が、それぞれ関税を撤廃、AFTA は完成した。その結果、AFTA の自由化率は、先発加盟 6 カ国が 99.2%、後発加盟国も 98.0% にまで高まった結果、ASEAN 全体で 98.8% になっている。これまで日本が締結してきた EPA の日本側自由化率は、84.4%（対シンガポール）から 88.4%（対フィリピン、豪州）、2018 年 3 月に 11 カ国間で署名し、同年 12 月 30 日に発効した CPTPP で 95.1%、2018 年 7 月に署名し、翌 19 年 2 月に発効する日本 EUEPA も 94% である。AFTA の自由化率は日本のそれを大きく上回り、例外品目が極めて少ない高水準の FTA に昇華した。

一方、ASEAN と域外国との FTA である 6 つの ASEAN + 1FTA は、工業製品等で技術力を有する先進国やその大規模な生産能力から価格競争力を有する大国との FTA であることから、ASEAN 域内産業への影響を鑑み、AFTA と比べれば、その自由化水準は低くならざるを得ない。最も ASEAN 10 カ国平均で自由化率が高いのが AANZFTA で 93.5%、これに ACFTA が 92.5% で続く。最も自由化率が低いのが AIFTA であり、それは 77.0% に過ぎない。一方、+1 である対話国側は、豪州・NZ、自由貿易港の香港が最

表 5 ASEAN が締結する FTA の自由化水準（単位：%）

	AFTA (ASEAN)	ACFTA (中国)	AIFTA (インド)	AJCEP (日本)	AKFTA (韓国)	AANZFTA (豪・NZ)	AHKFTA (香港)
ASEAN10 カ国（平均）	98.8	92.5	77.0	89.8	89.8	93.5	80.1
先発加盟国平均	99.2	93.2	77.8	95.2	94.4	96.9	86.3
後発加盟国平均	98.0	91.4	76.0	83.0	83.0	88.4	70.7
対話国	—	94.6	74.2	91.9	92.1	100.0	100.0

（注）インドネシアは当時、AJCEP 未発効であったため含まれていない。

（資料）Subash Bose Pillai（2013）、ASEAN 事務局資料をもとに作成

最終的に全ての品目の関税を撤廃する（自由化率 100%）。これに ACFTA（同 94.6%）が続く。それに対し、ASEAN 経由で安価な中国製品の流入を危惧するインドは 74.2%に過ぎず、最も低い¹⁸⁾（表 5）。

3. ASEAN が締結する FTA の原産地規則

東アジア域内では AFTA、6 つの ASEAN + 1FTA¹⁹⁾、二国間 FTA 等が混在している。これら FTA は協定自体が異なることから、自由化率もさることながら、対象範囲や規則、特に物品貿易では同一品目であっても協定によって原産地規則が異なることがある。

原産地規則は、その運用次第で事実上の「非関税障壁」になる特徴がある。また、同一品目にも関わらず、関税率や原産地規則の内容が異なる協定が複数存在することにより、企業の管理や手続きコストが上昇、地域大の最適なビジネス展開を阻害することに繋がるスパゲティ・ボウル現象が生じる懸念もある。それら管理コストは、特惠関税適用による関税削減効果を相殺する。特に、原産品の証明手続きは輸出者が行い、その一方、特惠関税適用による関税削減メリットは輸入者が享受する。そのため、一般的に輸出者にとって FTA 利用のインセンティブは輸入者ほどは働かない。

これらを鑑みると、原産地規則は輸出者にとって、より柔軟かつ簡素なものが望まれる。更に言えば、単一規則で複数国向け輸出に適用可能なことから、CPTPP や RCEP などメガ FTA を構築し、更に参加国を増やす取り組みを行うことが望ましい。

ASEAN が締結している FTA の原産地規則に着目すると、農水産品（動植物、魚介類等）や鉱物資源等協定締約国内で原材料レベルから全て生産・育成・採取された産品で適用される「完全生産品」（Wholly Obtained. WO と略称）と、品目全体を通して適用される原産地規則「一般規則」、一部品目毎に適用される「品目別規則」とに分けられる。ASEAN が多くの FTA で採用している一般規則は、AFTA で採用している「地域累積付加価値基準（Regional Value Contents. 以下、RVC と略称）40%以上」と「関税番号変

在 ASEAN 日系企業の FTA 利用動向と課題（助川）

更基準（Change in Tariff Classification. 以下、CTC と略称）4 桁」のいずれかを満たしたものを「原産品」とするものである。

それに対し、AIFTA では「CTC6 桁」および「RVC35%以上」の両方を満たしたものを「AIFTA 原産品」と認定している。一方、ACFTA については、2005 年の発効以降、AFTA が初期に採用していた「RVC40%以上」を適用してきたが、2015 年 11 月に ASEAN と中国の経済相とで、「ACFTA 枠組み協定とその下での協定にかかる修正議定書」を締結、その中で付属書 1 第 4 項で、完全生産品ではない品目について、「RVC40%以上」に加えて、「CTC4 桁」が適用出来る品目を指定した²⁰⁾。

ASEAN + 1FTA の中の原産地規則では、AKFTA が最も自由度が高いと評価されている。AKFTA は「CTC4 桁」もしくは「RVC40%以上」の選択制を一般規則とし、更にその一般規則は総品目の 76.4%に適用されている。一方、ACFTA では、これまで全体の 89.2%が「RVC40%以上」が適用されており、RVC 以外の規則はあまり適用されていなかった。しかし、2015 年 11 月に締結した前述の修正議定書によって、特定品目ではあるが「CTC4 桁」もしくは「RVC40%以上」の選択制を一般規則とするなど、より柔軟に改定された。その結果、従来通り「RVC40%以上」のみが適用されている割

表 6 ASEAN の FTA 別原産地規則概要

FTA	国名	完全	一般規則			品目別規則 (PSRs)		
		生産品	CTC	RVC	総品目数に	CTC	RVC	加工工程
					占める割合			
AFTA	ASEAN 域内	○	CTH	≥40%	53.3%	○	≥40%	○
AJCEP	日本・ASEAN	○	CTH	≥40%	57.9%	○	≥40%	○
AANZFTA	豪 NZ・ASEAN	○	CTH	≥40%	40.2%	○	≥40%	○
AKFTA	韓国・ASEAN	○	CTH	≥40%	76.4%	○	≥40-60%	○
ACFTA	中国・ASEAN	○	CTH	≥40%	37.3%	○	≥40%	○
AIFTA	インド・ASEAN	○	CTSH &	≥35%	100%	×	×	×

(注 1) RVC は地域累積付加価値基準、CTC は関税番号変更基準 (CTH は 4 桁変更、CTSH は 6 桁変更) を指す。

(注 2) AFTA で一般規則の総品目数に占める割合は、Medalla (2011)。

(注 3) ACFTA は「修正議定書」(2015 年 11 月) で再計算。

(出所) タイ商務省外国貿易局資料、ASEAN 事務局資料、ACFTA 協定書をもとに作成

合は 54.8% に下がる一方で、「CTC4 桁」もしくは「RVC40% 以上」など、より柔軟な規則が適用されるのは 2,162 品目、全体の 41.5% になった。

一方、AIFTA については「RVC35%」と「CTC6 桁」双方を満たす原産地規則は、全ての品目に適用されるなど厳しい内容となっている。これは企業が AIFTA 利用に躊躇する大きな理由の一つとなっている（表 6）。

在 ASEAN の日系産業界は、ASEAN + 1FTA の利用上の問題点として、①各々の原産地規則が異なっていること（ある特定の ASEAN + 1FTA で原産性が認められても、他の + 1FTA で認められるとは限らない）、②（企業の調達・供給ネットワークが東アジア大に広がろうとしている中）各々の ASEAN + 1FTA は異なる協定であり、有機的な連携による取引が難しいこと、を度々指摘している。後者については、例えば、日本でしか製造できない高機能部品を調達し、ASEAN で組み付けを行った上でインドに輸出する場合、日本製高機能部品の付加価値が大きい、もしくは日本製調達部品とインド向け完成品とで関税番号が変わらない等の理由で、AIFTA 上の「原産品」と見做されず、インド側で特惠関税が適用されないなどの問題を抱える企業もある。

4. 原産地規則の柔軟化による企業調達への影響

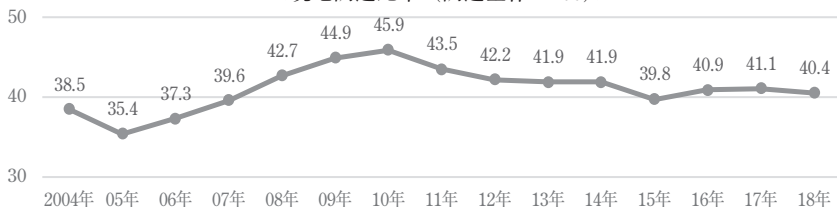
ASEAN は FTA の利用を促す側面から、原産地規則の簡素化を指向してきた。これら動きは、実際に FTA を使う輸出者から歓迎される一方、新たな問題も生じている。一般的に、ASEAN において FTA 利用が拡大すれば、現地および ASEAN 域内からの調達が増えると考えられていた。しかし、ASEAN の原産地規則の緩和を契機に、企業の調達行動に変化が表れてきた。

在 ASEAN 日系企業について、現地調達率は工場設立から年数が経過するに伴い、また現地および ASEAN 域内調達は、FTA 利用の拡大に伴い、上昇すると考えられてきた。しかし、在 ASEAN 日系企業の現地調達率は 2010 年をピークに年々下がり、2015 年には瞬間的にはあるが 40% を割り込ん

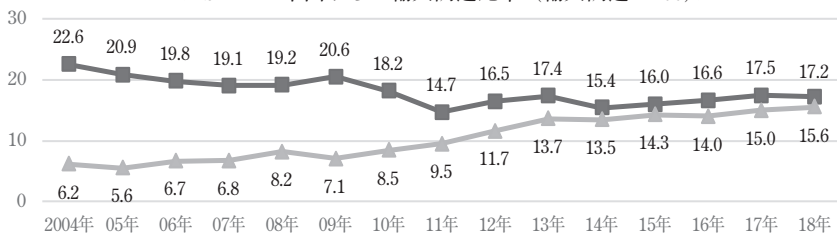
在 ASEAN 日系企業の FTA 利用動向と課題（助川）

図 2 在 ASEAN 日系企業の現地調達および輸入調達構造

＜現地調達比率（調達全体＝100）＞



＜ASEAN・中国からの輸入調達比率（輸入調達＝100）＞



（資料）図 1 に同じ

だ。また、輸入調達のうち ASEAN 域内調達率は、2004 年以降 2009 年まで 20%前後で推移していたが、以降、同比率は 15%前後にその水準が低下している。（図 2）

現地調達、域内調達に取って代わる勢いを見せているのが、中国からの調達である。中国からの調達について、2000 年代半ばは 5%前後であったが、2017 年以降は 15%を上回るなど、ASEAN 域内調達率に迫っている。現地調達率および ASEAN 域内調達率が下落し、中国からの調達が高まった理由の一つに、原産地規則の「柔軟化」が影響しているとみられる。

AFTA の原産地規則は、1993 年の開始以降、「RVC40%以上」が長年用いられてきた。しかし、ASEAN は、東アジアで自らの「中心性」を維持・確保するには、AFTA による域内取引を阻害しない最も自由度の高い原産地規則を採用すべきとし、2008 年 8 月より「RVC40%」と「CTC4 桁」との選択制に移行した。CTC により、中間財や原材料など域外品を多数調達しても、それら域外輸入品の関税番号と加工後の製品の関税番号が 4 桁ベースで異なる

れば、加工後の製品は当該国で「実質的な加工が行われた」と見做され、「ASEAN 原産品」と取り扱われることになった。この規制緩和によって、企業にとって調達面での柔軟性は高まり、グローバル調達に道を開く一方、現地や ASEAN 域内調達に拘る必要性は薄れ、現地および域内調達意欲は削がれることになった。

ASEAN が進める AFTA や ASEAN + 1FTA は、「投資誘致」や「企業の利用を通じた輸出拡大」では確かな成果を上げている一方で、「現地調達」や「域内調達」の割合は下落するなど、ASEAN 側が想定した現地および ASEAN 域内調達の拡大や産業育成効果について、その目論み通りにはなっていない。FTA 推進を掲げ、企業により使い易い規則を積極的に導入してきた ASEAN であるが、新たなジレンマを抱え込んでいる。

第3節 日本企業への対 ASEAN FTA で抱える課題と改善策

1. 異なる HS バージョンを用いる FTA が混在

ASEAN において FTA を使う際に頻発する問題が、関税番号に関するものである。関税番号は HS コード（商品の名称および分類についての統一システム）²¹⁾とも呼ばれるが、関税番号は 6 桁までは基本的に世界共通である。ASEAN の場合、HS コードを更に 2 桁、計 8 桁レベルまで域内で共通化する ASEAN 統一関税品目表（ASEAN Harmonized Tariff Nomenclature。以下、AHTN と略称）を用いている。

HS は、技術の進歩や新たな概念の製品の登場もあり、世界関税機構（World Customs Organization。WCO と略称）により基本的には 5 年毎に見直しが行われる。これまで HS コードは、HS1996、HS2002、HS2007、HS2012、HS2017 の計 5 回の見直しが行われている。関税率表は HS6 桁ベースで約 5,000 品目にのぼるが、これまで HS の改正の度に凡そ 200~400 品目について番号が変更されている。

現在、ASEAN では HS2017²²⁾が適用されている。HS2017 バージョンでは

在 ASEAN 日系企業の FTA 利用動向と課題（助川）

表 7 ASEAN の FTA で適用されている HS バージョン

FTA	国名	交渉開始年	発効年	適用されている HS	備考
AFTA	ASEAN 域内	1992 年	1993 年	HS2017	カンボジア、尼、越は HS2012
ACFTA	中国・ASEAN	2002 年	2005 年	HS2012	
AKFTA	韓国・ASEAN	2005 年	2007 年	HS2012	
AJCEP	日本・ASEAN	2005 年	2008 年	HS2002	PSR は HS2012 に改定（注）
AIFTA	インド・ASEAN	2004 年	2010 年	HS2007	繊維・繊維製品、衣類は HS2002
AANZFTA	豪 NZ・ASEAN	2005 年	2010 年	HS2007	
AHKFTA	香港・ASEAN	2014 年	2019 年（予定）	HS2012	

（注）AJCEP の品目別規則について 2011 年 8 月の日 ASEAN 経済相間で HS2002 から HS2007 への変更作業が完了したことが報告されている。

（資料）ASEAN 事務局資料をもとに著者が作成

HS6 桁ベースで 233 品目について番号が見直されている。その一方、ASEAN が締結する FTA では、FTA によって HS2002、HS2007、HS2012、HS2017 とが使われている。AFTA は HS2017 バージョン、ACFTA、AKFTA、AHKFTA は HS2012 バージョン、AIFTA、AANZFTA は HS2007 バージョン、そして AJCEP は HS2002 バージョンである（表 7）。

特に電気機械は、新たな技術や機能を取り入れた製品が次々と開発されており、その度ごとに、どの HS コードを付与すべきか議論になる。また HS の改正によって同一製品であっても HS コードが変更される事例も少なくない²³⁾。その場合、関税の減免を受ける輸入相手国税関に提出する原産地証明書上の HS コードは FTA 毎で指定される HS バージョンでの HS コードを、その一方、貿易書類上の HS コードは現行の HS2017 バージョンを使うことになる。例えば、在 ASEAN 日系企業が音楽用 CD を生産し、ASEAN +

表 8 5 年ごとの改訂で HS コードが変わった品目例

製品	HS2002	HS2007	HS2012
カラーテレビ	852812		852872
ビデオカメラ	852540		852580
音楽用 CD（記録していないもの）	852432	852340	852341
家庭用掃除機	850910		850811
リチウムイオン電池		850780	850760

資料：上之山（2016）

1FTA を使い輸出する場合、日本向け、インド向け、中国向けなど輸出先毎に 3 種類の関税番号を使い分ける必要がある（表 8）。

通常、FTA における関税削減交渉は、基準時点を決め、当該基準時点の MFN 関税率表をベースに削減交渉を行っていくが、概して交渉開始年に基準時点を設置するが多い。そのため ASEAN + 1FTA の場合、中国と ASEAN との交渉開始が 2002 年、その他が 2004～2005 年のため、HS2002 バージョンをベースに関税削減交渉が行われた。発効後、年数が経過し、実際の貿易手続きで新たな HS バージョンに変わると、ASEAN と対話国との間で、同 HS バージョンと協定上の関税番号を合致させる追加的作業が必要になる。この作業が終了する迄、関税番号に関し企業に管理負担が課されることになる。また、HS バージョンの移行に伴って、複数の品目の HS 番号が統合される場合もある。それら統合される複数の品目について元々の関税率が異なる場合、意図的に高いほうの税率に合わせられるリスクもある。また、FTA 毎に HS バージョンが異なることは、輸入相手国の税関や担当官が不慣れな場合、原産地証明書と貿易書類上の HS コードが異なることを要因として、特惠関税適用が否認されるリスクも内包する。

2. 輸出入国で異なる関税番号

FTA の有無にかかわらず、輸入相手国税関によって異なる HS コードの適用を指示される場合もある。これは HS8 桁まで統一している ASEAN でも発生する。タイで家庭用エアコンを製造している日系 A 社は、エアコン（HS コード：8415.10）を製造し、ASEAN 域内に輸出している。その際、AFTA 特惠関税を享受すべく、タイ商務省外国貿易局に原産地証明書フォーム D の発給を申請している。マレーシアが輸入する際はタイ側と同じ HS コードが用いられるが、全くの同一モデルであるにも関わらずフィリピン税関では同製品は HS8415.82、ベトナム税関では HS8415.81 と判定されているという。そのため、商務省外国貿易局に対し、仕向け地に応じ HS コードを変えてフォーム D を発給するよう毎回依頼せざるを得ないという。

表 9 税関での申告と異なる関税番号の判断を受けた経験の有無

	回答企業数（社数）			シェア（％）			有効回答
	ある	ない	不明	ある	ない	不明	
ASEAN	478	1223	517	21.6	55.1	23.3	2218
カンボジア	12	43	24	15.2	54.4	30.4	79
インドネシア	111	123	78	35.6	39.4	25.0	312
ラオス	1	8	3	8.3	66.7	25.0	12
マレーシア	42	128	55	18.7	56.9	24.4	225
ミャンマー	13	21	20	24.1	38.9	37.0	54
フィリピン	14	58	20	15.2	63.0	21.7	92
シンガポール	10	188	68	3.8	70.7	25.6	266
タイ	132	354	121	21.7	58.3	19.9	607
ベトナム	143	300	128	25.0	52.5	22.4	571

（資料）在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（2016年／ジェトロ）

関税番号について、輸入税関で輸出者側が当初想定していた HS コードと異なるコードが付与されれば、場合によっては関税率自体が異なり、市場での販売価格にも影響する可能性がある。また、事後調査において、関税分類の相違が指摘された場合、過去に遡って追徴課税、または罰金を課せられる可能性もある。実際、在 ASEAN 日系企業の 21.6% が、申告した関税番号と異なる関税番号を付与された経験を持つ（表 9）。特に、インドネシアでその傾向が強く、3社に1社超（35.6%）が経験している。一人当たり所得が高い国であればあるほど、また関税水準が低い国であればあるほど、その割合は低くなる傾向にある。税関職員などの能力向上に向けた人的資源開発も必要であるが、当該国の公務員の所得水準が低く抑えられている国の場合、賄賂などの不透明な資金の提供を受ける目的で、意図的に異なる関税番号を付与する場合もある。

それらリスクを軽減するのが事前教示制度である。事前教示制度は輸入前にカタログや商品情報を輸入国側税関に提供し、HS コードを予め決定するものである。ASEAN はそれら通関時のリスクを減らすべく、関税番号、関税評価、原産地について事前教示制度の導入に取り組んでいる。

更に、関税番号が異なることを理由に、FTA での特惠関税適用が拒否される場合もある。輸入者は輸出国側から原産地証明書を手し、通関手続き

表 10 特恵関税適用を否認された経験の有無

	回答企業数（社数）			シェア（%）			有効回答
	ある	ない	不明	ある	ない	不明	
ASEAN	172	1436	511	8.1	67.8	24.1	2119
カンボジア	5	50	16	7.0	70.4	22.5	71
インドネシア	46	176	76	15.4	59.1	25.5	298
ラオス	1	8	4	7.7	61.5	30.8	13
マレーシア	14	144	49	6.8	69.6	23.7	207
ミャンマー	2	21	17	5.0	52.5	42.5	40
フィリピン	1	68	23	1.1	73.9	25.0	92
シンガポール	4	188	69	1.5	72.0	26.4	261
タイ	55	412	121	9.4	70.1	20.6	588
ベトナム	44	369	136	8.0	67.2	24.8	549

（資料）在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（2016年／ジェトロ）

の際に提示することで特恵関税の適用を税関に求める。しかし、関税番号が税関職員の認識と異なる、または記載事項が各国の税関が求める内容に合致していない等の理由で、特恵関税適用を拒否されることもある。ASEAN 全体では特恵関税適用を否認された経験がある企業の割合は8.1%ある（表10）。しかし、ここでもインドネシアで否認される比率が最も高く、唯一その比率が二桁の15.4%に達する。また、タイやベトナムでも他国に比べ否認される割合が比較的高い。

3. FTA 毎に異なる特恵税率

ASEAN は、東アジアで最も有望な投資先としての位置付けを維持すべく、AFTA を地域大で最も高水準の FTA にすることを指向してきた。そのことは前述の通り、自由化率にも表れている。現在、ASEAN 加盟国は ASEAN の枠組みのもとでの FTA に加え、各国の独自戦略に基づき FTA を締結するなど、東南アジア地域の FTA ネットワークは多方面且つ重層的になっている。その中で ASEAN 各国が個別に域外国に対し、域内に比べより低い関税を付与している場合も散見される。

AFTA は 2018 年 1 月に完成した。しかし、ASEAN 先発加盟 6 カ国で 490 品目、後発加盟 4 カ国で 749 品目の計 1,239 品目で関税が残存する。その結

在 ASEAN 日系企業の FTA 利用動向と課題（助川）

果、ASEAN + 1FTA 毎で 2 割弱から 3 割強の品目で、ASEAN + 1FTA の方がより低い関税率が適用されている。例えば、ベトナムは HS0105.99.20（その他の家禽）を ATIGA でスケジュール D、いわゆるセンシティブリスト（Sensitive List。SL と略）としているが、同品目の AFTA 特惠税率は既に SL として容認している 5% に削減されており、これ以上削減が求められることはない。しかし、AIFTA で同品目はノーマルトラック 1 に分類され、2018 年 1 月時点で 1%、同年末には関税が撤廃された。ACFTA でもノーマルトラックに分類されており、既に関税が撤廃されている。AJCEP では基準関税は 5% であるが、カテゴリーは B10* となっており、同品目の関税は 2018 年 4 月 1 日に一気に関税が撤廃された。AANZFTA では、2015 年まで関税率 5% が維持されるが、2016 年に関税が撤廃された（表 11）。

しかし、これは ASEAN 域内からはより高い税率でしか輸入できないということの意味するわけではない。ASEAN + 1FTA は、「ASEAN と特定対話国との FTA」ではなく、ASEAN10 カ国と特定対話国による「11 カ国間の FTA」である。そのため、特に AFTA で関税が残存している品目の域内取引について、ASEAN + 1FTA を利用して取引することが出来る。そのため、実質的に ASEAN 域内から低関税で輸入することが可能である。その意味では、AFTA と ASEAN + 1FTA との関税の逆転現象は、ATIGA の「欠陥」または「抜け道」と表現することが出来る。

表 11 AFTA と ASEAN + 1 FTA との関税率逆転例
（ベトナム／HS0105.99.20）

FTA	国名	カテゴリー	基準レート	FTA 特惠税率		備考
				2015 年	2018 年	
AFTA	ASEAN 域内	スケジュール H	5%	5%	5%	旧センシティブリスト（SL）
ACFTA	中国・ASEAN	ノーマルトラック	5%	0%	0%	
AKFTA	韓国・ASEAN	ノーマルトラック	5%	5%	0%	公開されている関税率は 2014 年まで。
AJCEP	日本・ASEAN	B10 *	5%	5%	0%	関税削減時期は 4 月 1 日
AIFTA	インド・ASEAN	ノーマルトラック	15%	3%	1%	ただし 2018 年末に 0%
AANZFTA	豪 NZ・ASEAN	—	5%	5%	0%	

（注）AKFTA の 2018 年の関税率はを ASEAN Tariff Finder 参照。

（資料）ASEAN + 1 FTA 協定書、ATIGA 協定書、ASEAN Tariff Finder もとに著者が作成

企業は当該品目について、他の ASEAN + 1FTA の特惠関税率を知らなければ、AFTA の高い税率が課されることになる。そのため、企業は ASEAN が締結する 6 つの FTA、更には加盟国が締結している二国間 FTA を比較し、特惠関税率が最も低いなど都合が良い FTA を自ら選択しなければならず、利用面で企業に負担を強いることになる。

この状況を改善するには、それら品目について ASEAN の関連委員会で一つ一つ関税引き下げを求めていくか、または ASEAN 加盟国に対して「最恵国待遇」(MFN) を適用することが考えられる。AFTA を規定する ASEAN 物品貿易協定 (ASEAN Trade in Goods Agreement。以下、ATIGA と略称) では第 5 条で MFN について規定している。しかし同条では、他の加盟国は当該加盟国に対し、同等の待遇を付与するよう交渉を要求することが出来ることが明記されているのみである。最も低い関税率を加盟各国に自動的に提供する MFN の自動適用にまでは踏み込んでいない。ただし ASEAN では AEC2025 の下、ATIGA の更なる強化の一環で、自動 MFN の適用可能性の調査・検討が行われている。

結びにかえて——制度整備は関税から投資へ——

本稿では、物品貿易に焦点を絞り、ASEAN が構築してきた FTA について活用の側面から機会と実態、そして課題を論じてきた。ASEAN の FTA 構築作業が一段落しつつある現在、次なる取組みとして、物品以外にも目を向ける必要がある。

現在、アジア太平洋地域では CPTPP、RCEP などメガ FTA 構築作業が進展しているが、これらメガ FTA では、例えば投資、電子商取引、労働、制度的事項等、WTO でカバーされていない分野の規定も盛り込まれている。WTO の機能不全が言われて久しいが、メガ FTA が「21 世紀型新通商ルール」を WTO に先駆けて策定することは大きな意義がある。

特に日本が海外投資で稼ぐ構造に転換を遂げている現在、特に、参入段階

在 ASEAN 日系企業の FTA 利用動向と課題（助川）

から無差別待遇を要求する「自由化型」の協定を念頭に、投資家対国家の紛争解決（Investor-State Dispute Settlement。ISDS と略称）を含め、高いレベルの質を確保する投資協定や規定を、東アジア大で拡大していくことは、東アジア大に広がる日本企業の「稼ぐ力」をより高めることにもなる。

それには、オリジナルの TPP で導入したルールをグローバルに広げていくこと望ましいが、東アジアでは RCEP への適用・移管や、CPTPP の参加国拡大の方策が考えられる。RCEP で TPP 水準の投資協定が構築できれば、日本が抱えるアジア生産ネットワークの大半が高水準の投資協定の傘の下に入ることになり、日本企業はより安心して事業展開が可能になる。物品貿易面では東アジアの地域経済圏の構築作業は一段落したが、次なる作業は事業展開・運営上の保険とも言える投資制度の整備である。

注

- 1) ASEAN と特定の対話国（ダイアログ・パートナー）との FTA を指す。
- 2) ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピン、タイ。
- 3) IMF（2018）。
- 4) IMF（2018）。
- 5) 外務省（2018）。
- 6) 2017 年における日本の ASEAN からの第一次所得収支は 2 兆 2,665 億円。うちタイは 9,683 億円の黒字であった。これは国別で米国、ケイマン諸島、中国、豪州に次ぐ第 5 位。
- 7) 経済産業省（2018）。
- 8) ただし高度センシティブ品目（HSL）、センシティブ品目（SL）に指定されている未加工農水産品は、5%以下の関税残存が容認されている。
- 9) 深沢淳一・助川成也（2014）6-8 頁。
- 10) ベトナム等一部の国は遅れて参加した。
- 11) 一旦は 2005 年 12 月に署名されたものの、発効前の 2006 年 5 月、2006 年 8 月の 2 度に亘り協定の一部を修正した改訂議定書に署名した。
- 12) IMF（2018）。
- 13) ASEAN 事務局ウェブサイトで閲覧できる。
- 14) 「RCEP 交渉の基本指針及び目的」（仮訳）は経済産業省ウェブサイトで閲覧できる。http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/east_asia/dl/RCEP_GP_JP.pdf
- 15) Malcolm H.Dunn and Katrin Kahrs（1997）p268.

- 16) Severino (2006) pp.225-226.
- 17) 青木 (2001)。
- 18) AIFTA の自由化率の低さは、モダリティに要因がある。AIFTA の関税削減スケジュールのうち、ノーマルトラック (NT) とセンシティブトラック (ST) の一部 (4%) が最終的に関税が撤廃される。NT 対象品目は「品目数の 80% および貿易額の 75%」であり、モダリティの構造上、自由化率は最初から 9 割には届かない。
- 19) ASEAN 香港 FTA は 2018 年 8 月時点で未発効。なお ASEAN からの対香港輸出の場合、香港自体に関税はかからず、原産地規則を満たす必要はない。
- 20) HS25、26、28、29、31、39、42~49、57~59、61、62、64、66~71、73~83、86、88、91~97。ただし、29.01、29.02、31.05、39.01、39.02、39.03、39.07、39.08 については RVC40% 以上が適用される。
- 21) 世界税関機構 (WCO) は、国際貿易の円滑化に向け、各国の関税率表の品目分類等を統一するため、HS 条約を採択、1988 年 1 月 1 日に発効した。HS 条約の締約国は、自国の関税率表及び統計品目表を HS 品目表に適合させる義務がある。WCO 事務局によれば、世界貿易の 98% 超をカバー (200 カ国・地域以上が使用) し、HS 条約締約国は 154 (153 カ国・地域 + EU) (2016 年 5 月 12 日現在) にのぼる。
- 22) HS2017 での改正は、①社会的要請を受け番号を新設・変更、②技術革新を反映した番号の新設、③貿易額の少ない品目番号の統廃合、によるもの。①については、国連食糧農業機関 (FAO) の提案で、食糧安全保障問題に関し途上国において重要なたんぱく源として利用されている魚及び食用の魚のくず肉 (頭や尾等) について番号を設置、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に関し、発がん性・生殖毒性の恐れがあること等が明らかになったマイレックス等多数の物質の番号を新設した。②については、ハイブリッド自動車及び電気自動車について、個別の番号を新設、③でタイプライターの番号を廃止した。
- 23) 日本 ASEAN センターが 2016 年 2 月 5 日に実施した ASEAN シンポジウム「メガ FTA と ASEAN の貿易投資環境」で、上之山陽子は「企業から見た FTA 活用上の課題」と題した発表の中で、この問題を具体的に指摘している。

参考文献

- Erlinda M. Medalla (2011) "Taking Stock of the ROOs in the ASEAN + 1 FTAs: Toward Deepening East Asian Integration", *Philippine Institute for Development Studies*.
- International Monetary Fund (IMF) (2018) "World Economic Outlook: Cyclical Upswing, Structural Change", April 2018, *International Monetary Fund*.
- Malcolm H. Dunn and Katrin Kahrs (1997) "ASEAN Co-operation: Problems and Prospects", In *Structural transformation in Latin America and Europe-Learning from each other's experience, Papers and Proceedings of the*

在 ASEAN 日系企業の FTA 利用動向と課題 (助川)

second Arnoldshain Seminar, Cordoba, pp. 255-272.

Rodolfo C. Severino, (2006), “Southeast Asia in search of an ASEAN COMMUNITY, ”*Insight from the former ASEAN Secretary-General: Institute of South East Asia Studies, Singapore (ISEAS).*

Subash Bose Pillai (2013) “ASEAN and Strategic FTAs”, http://www.kas.de/wf/doc/kas_10252-1442-2-30.pdf, (2018 年 8 月 12 日閲覧)

青木健 (2001) 「東アジアにおける貿易投資自由化と地域統合の含意」青木健編『AFTA (ASEAN 自由貿易地域) ——ASEAN 経済統合の実状と展望』日本貿易振興会、所収。

石川幸一・清水一史・助川成也編著 (2009)、『ASEAN 経済共同体』。

石川幸一・清水一史・助川成也編著 (2013) 『ASEAN 経済共同体と日本』文眞堂。

石川幸一・清水一史・助川成也編著 (2016)、『ASEAN 経済共同体の創設と日本』。

上之山陽子 (2016) 「企業から見た FTA 活用上の課題」(2016 年 2 月 5 日付日本 ASEAN センター講演資料

<https://www.asean.or.jp/ja/wp-content/uploads/sites/2/2016/02/Mega-FTA-No4.pdf> (2018 年 8 月 13 日閲覧)。

外務省 (2018)、『海外在留邦人数調査統計』平成 30 年。

経済産業省 (2017)、『不公正貿易報告書』(2017 年版)。

経済産業省 (2018)、『第 47 回海外事業活動基本調査』——平成 28 (2016) 年度実績——。

助川成也 (2013) 「RCEP と ASEAN の課題」山澤逸平・馬田啓一・国際貿易投資研究会編著『アジア太平洋の新通商秩序』勁草書房。

助川成也 (2016a)、『日本企業のアジア FTA 活用戦略』。

助川成也 (2016b)、「RCEP の意義と課題」石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純編著『メガ FTA と世界経済秩序』勁草書房。

日本貿易振興機構 (各年版)、『在アジア・オセアニア進出日系企業実態調査』。

日本貿易振興機構 (2018)、『世界貿易投資報告』(2018 年版)。

深沢淳一・助川成也 (2014) 『ASEAN 大市場統合と日本』文眞堂。

山澤逸平、馬田啓一、国際貿易投資研究会編著 (2012) 『通商政策の潮流と日本』勁草書房。